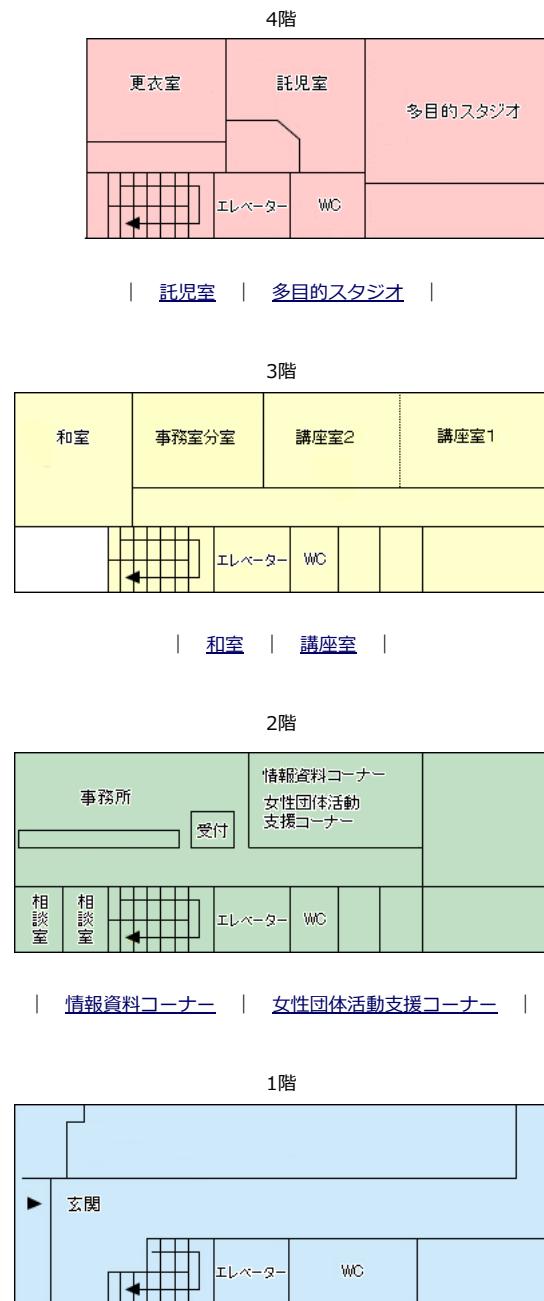


- 障害者団体に対する施設の使用料減免を行っています。
障害福祉課で障害支援の活動実績が確認され、登録証を交付された障害者団体の方は、登録証を提示していただくことにより使用料の2分の1を免除します。お申し込みの際、登録証をご提示ください。
制度の概要については、奈良県福祉医療部障害福祉課ホームページでご確認ください
「[障害者に対する県有施設の使用料減免について](#)」
- 特定の政党・宗教を支持する活動、営利などを目的とする活動での使用はできません。

施設の紹介



お問い合わせ

女性センター

〒 630-8216 奈良市東向南町6
女性センター TEL : 0742-27-2300